六　消費税法施行令の一部改正関係
　調整対象固定資産及び内外判定の対象となる資産でその所在場所が明らかでないものの範囲に、法第二条第八項に規定する試掘権を追加することとした。（第五条及び第六条関係）
七　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正関係
　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律に法を追加することとした。（本則関係）
八　経済産業省組織令の一部改正関係
　経済産業省組織令（平成一二年政令第二五四号）第一九条の五に、法第五九条第一項第三号に規定する試掘場における保安に関することを追加することとした。（第一九条の五関係）
九　附則関係
１　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二八年政令第四三号）について所要の規定の整理を行うこととした。（附則第二項関係）
２　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（令和六年政令第三三二号）について所要の規定の整理を行うこととした。（附則第三項関係）
一〇　この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年一一月一八日）から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び食品衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第三四三号）（厚生労働省）

一　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係
　一般職の職員の給与に関する法律別表第八ロ医療職俸給表㈡の適用対象者に、防衛大学校等に勤務する管理栄養士を追加することとした。（第三条第八項第二号関係）
二　食品衛生法施行令の一部改正関係
　食品衛生監視員の要件に、管理栄養士で二年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するものを追加することとした。（第九条第一項第四号関係）
三　施行期日
　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

政　令

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三十四号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年三月二十四日とする。

内閣総理大臣　石破　茂

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十一月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百三十五号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十五条の六第一項及び第三項、第九十七条の二第一項第三号、第百一条の三第一項ただし書、第百一条の四第三項、第百五条の二第一項、第二項及び第四項、第百八条第一項、第百十二条第一項並びに第百十三条の四、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の十六第三項、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十条第一号、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項並びに道路交通法の一部を改正する法律附則第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条）
附則